

平成 26 年 4 月 1 日

各 位

株式会社 USEN

## 消費税率引上げに伴うお取引金額に関するお知らせ

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

標記につきまして、2012 年 8 月に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」が公布され、2013 年 10 月 1 日、正式に 2014 年 4 月 1 日より消費税率が 5%から、8%に引き上げられることが発表されました。

これに伴い、2014 年 4 月 1 日からのお取引金額についても、消費税率の引き上げ分を適正に転嫁させていただくことが必要となります。

何卒、ご理解のほどお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 新税率の適用

当社が提供するサービス・商品に係るお取引金額につきましては、お見積書、ご契約書記載金額が消費税率 5%の記載がある場合を含め、消費税率が引き上げられる 2014 年 4 月 1 日以降新税率 8%を適用してご請求させていただきます。

### 2. 消費税差額のご請求

当社が提供するサービス・商品に係るお取引は旧税率 5%を適用する経過措置の対象とはならず、2014 年 4 月 1 日以降に提供するサービス・商品に係るお取引金額は新税率 8%でのご請求となります。

既に 2014 年 4 月 1 日以降に提供するサービス・商品に係るお取引金額をお支払いいただいている場合は、対象期間分の消費税差額分 (3%分) を 2014 年 4 月 1 日以降別途ご請求させていただきます。

### 3. お問い合わせ先

USEN インフォメーションセンター

0120-117-440 / 受付時間 9:00~22:30 (年中無休)

以上